

備前市立三石小学校 いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

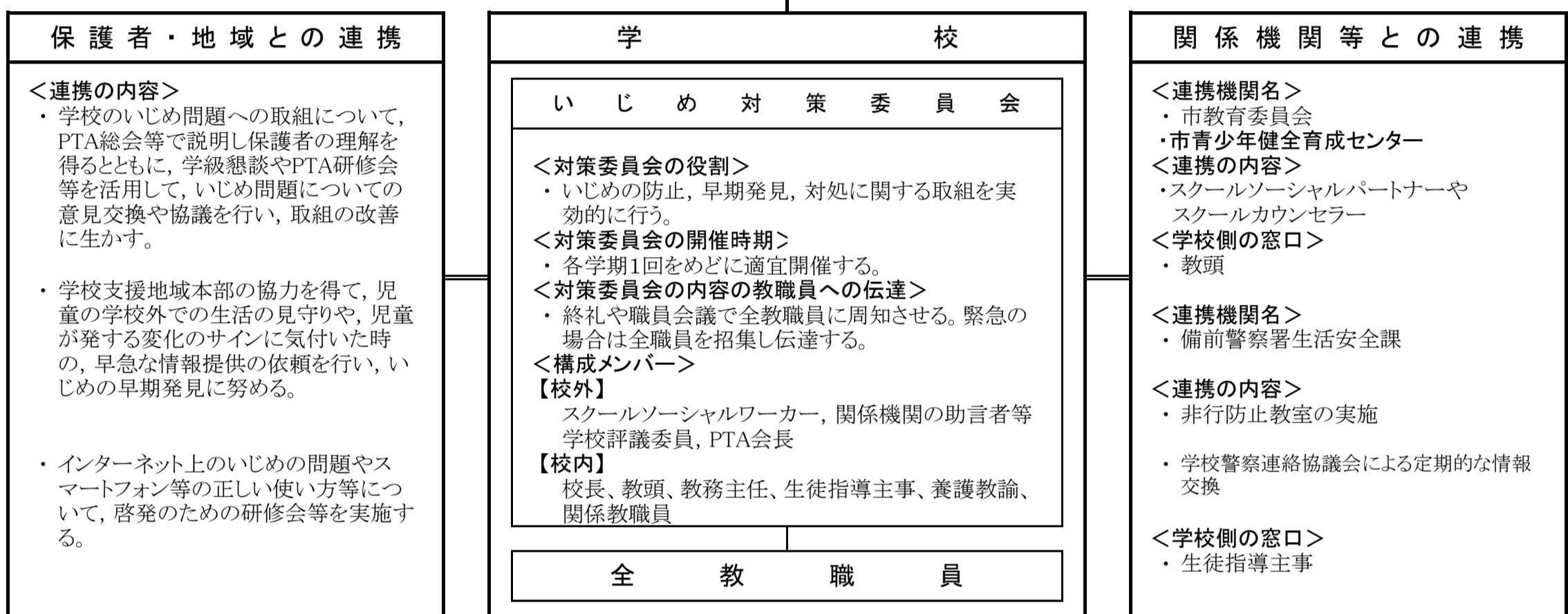
本校のいじめ認知件数は、ここ数年2～3件ずつ挙がっている。すべて、早期発見・対応ができており、大きなトラブルにはなっていない。しかし、少しでも発見・対応が遅れると、人間関係が中学校卒業まで固定化されるため、解決は困難を極めることが予想される。また、LINEを始めとするSNSを経験している児童も多く、潜在化されたいじめについても、発生の可能性を認識しておかなければならない。いじめの未然防止といじめの早期発見に向け、教職員の研修の充実を図ると共に、年間2回、いじめの有無も含めたアンケート(心のインタビュー)をとり、それに基づいた教育相談を実施している。そして、児童の自己肯定感を高める取組を積極的に実施すると共に、地域連携を深めることで、いじめを生まない土壌づくりに努めていく。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・ 教職員が、いじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための判断力や指導力を高める研修を計画的に行う。
- ・ 小規模校の良さを生かし、教職員間の風通しを良くすることで、いじめにつながる小さな児童間のトラブルも共有できる環境を作る。
- ・ 保護者の理解と協力を得ながら、緊密に連携して取り組む。特に、潜在化しやすいインターネットを通じて行われるいじめの防止について、必要な啓発を行う。
- ・ 学校支援地域本部事業を積極的に推進し、児童に豊かな経験を提供して学校生活への満足度を高めると共に、地域住民の児童への関心を高めることで、いじめを生まない土壌づくりに努める。

＜重点となる取組＞

- ・ 児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年全ての児童に対して、情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。
- ・ 早期発見に向けて、教職員の資質向上を目指した研修と、年間2回の教育相談の充実を図る。



学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの未然防止	<p>(1) 学級経営の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「いじめは許さない」という雰囲気を学級や学校内に行き渡せる。 ○アンケートや検査で児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。 ○分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。 <p>(2) 道徳教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道徳の時間の学習を通して、児童の自己肯定感を高める。 ○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。 <p>(3) 縦割り班活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学ばせ、人とより良く関わる力を身に付けさせる。 <p>(4) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努める共に、児童に情報モラルに関する指導を計画的・系統的に実践する。 <p>(5) 保護者、地域、学校相互間の連携協力体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日頃から緊密に連携をとり、児童への関心を寄せてもらうことで情報収集に努め、問題が起こった時にはすぐに協力が得られる体制を整えておく。
②	早期発見	<p>(1) 教職員の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく ○風通しのよい職員室づくりに努め、児童の様子の変化等について敏感に察知できるよう、常に情報交換ができる雰囲気を作っておく。 ○おかしいと感じた児童がいる場合には全教職員で気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。 <p>(2) 相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年間2回のアンケート(心のインタビュー)を実施し、その後、学級担任による教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。 ○児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。 ○連絡帳の活用により、担任と保護者が日頃から連絡を密に取り合うことで、強い信頼関係を築くよう努める。 <p>(3) 関係機関と連携した取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門家を招き、教職員や保護者を対象に、インターネットを利用したいじめについての研修を実施する。 ○インターネット等を通じて行われているいじめについては、市教育委員会、関連企業等と連携して、ネットパトロールを実施する。
③	いじめへの対処	<p>(1) 校内での情報共有と解決に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。また、教頭・養護教諭が相談窓口としての役割を果たす。 ○いじめの事実が確認された場合は、校内いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。 ○職員会議を開き、全ての教員が情報を共有し、対応を協議すると共に適切な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。 ○長期的な対応として、心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。 <p>(2) 家庭や地域、関係機関と連携した取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。 ○いじめを受けた児童の心のケアを最優先し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルパートナー、養護教諭と連携を取りながらいねいに指導を行っていく。 ○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、必要に応じて保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。 ○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。